

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

SNS の広告を見てトラブルに…

パソコンやスマートフォンなどを使った2024年のインターネット利用率(個人)は85～86%で推移しており、若年層からシニア層まで幅広く使われています※1。それに伴いSNS※2の利用率も非常に高くなっており、シニア層にも普及しています。

一方で、「SNSに表示された広告がきっかけでトラブルになった」という様々な相談が増えており、十分な注意が必要です。

※1 総務省 令和7年版情報通信白書

※2 ソーシャル・ネット・ワーキングの略で、インターネット上でのコミュニケーションサービス



① 副業

「簡単な作業で高収入」というSNSの広告を見て登録した。ビデオ通話で説明を受け、高額なコースを勧誘されたのでお金がないと断ったが、「消費者金融で借金してもすぐに返せる」と説得され契約してしまった。後悔している。

【アドバイス】

「簡単に儲かる」「すぐに元は取れる」といううまい話はありません。勧誘されても借金したり、その場の雰囲気になやみして安易に契約しないようにしましょう。

② 定期購入

フォローしているSNSを見ていたら「お試し価格500円で高保湿美容液が手に入るチャンス!」という広告が表示された。安いと思い注文したら定期購入契約で、初回でやめるには高額な違約金がかかると言われたが払えない。

【アドバイス】

お試し、初回、特別価格などの表示があれば定期購入の可能性もあります。最初に見た広告だけにとらわれず、利用規約や申し込み最終確認画面、業者情報などを必ず確認しましょう。

③ 粗悪品

動画視聴中に繰り返し表示される「3秒で-10度の冷風機」という広告をみて注文した。国内業者だと思っていたが、数日後に海外から届いた。使ってみると全く涼しくならず、すぐに壊れた。返金して欲しいが、連絡先が分からない。

【アドバイス】

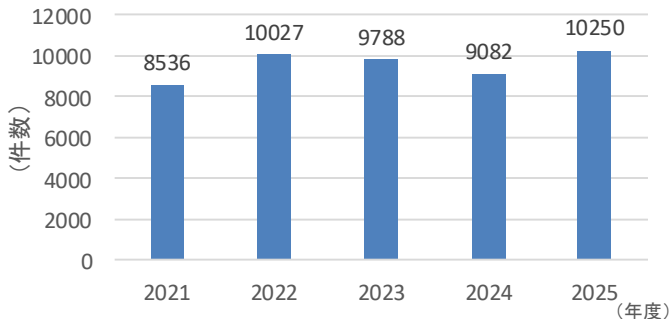
広告に記載された商品の機能や価格を鵜呑みにしたり衝動買いをしたりせず、商品や業者の情報(「特定商取引法に関する記載」等)をよく確認しましょう。

※ 通信販売にクーリング・オフ制度はありません。いつも見ているSNSであっても、そこに表示される広告が信用できるとは限りません。業者情報や契約内容を必ず確認し、広告や最終確認画面のスクリーンショットなどを保存しておきましょう。



～ 18・19 歳消費生活相談の状況 ～ 2025 年度

契約当事者が18・19歳の相談件数



順位	商品・役務名	件数
1	商品一般(架空請求など)	728
2	脱毛エステ	704
3	他の健康食品(ダイエットサプリなど)	432
4	医療サービス(美容医療など)	427
5	賃貸アパート	391
6	役務その他サービス(稼働方指南サービスなど)	339
7	電気	321
8	他の内職・副業(アフィリエイト内職など)	221
9	修理サービス(トイレ修理など)	186
10	インターネットゲーム	163

※出典 国民生活センター

若者トラブルのキーワードは…

「美」と「金」

2022 年 4 月 1 日の成年年齢引き下げから 4 年が経過しました。

2025 年度の 18・19 歳の相談件数は、2021 年度以降最多となっています。商品・役務の内容は、依然として「美」や「金(かね)」に関する相談が多く、販売方法では「インターネット通販」「定期購入」に関する相談が引き続き多く寄せられています。

成人になりたての若者は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

相手の言うことを鵜呑みにせず、業者情報や契約内容を十分に確認しましょう。

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (8 月・9 月/中部会場)

弁護士による無料相談です。
秘密は厳守しますので、安心して
ご相談ください。(事前予約制)

開催日時：8 月 21 日(金)

9 月 18 日(金)

時間：午後 1 時半～3 時

場所：倉吉交流プラザ

第 1・2 研修室

【申込み・問い合わせ先】
中部消費生活センター



【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時(電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)